

平成の開国と私たちの暮らし  
～ 農の再生と活力ある国づくりを目指して～

参 考 資 料

# 目次

- 1 用語解説
  - 1-1 WTO / FTA / EPA・・・1
  - 1-2 TPP / ASEAN・・・2
  - 1-3 WTO、EPA / FTA、TPPの関係・・・3
- 2 第三の開国
  - 2-1 第三の開国・・・4
- 3 日本を取り巻く国内外の環境
  - 3-1 高齢化・後継者難に直面する農業・・・5
  - 3-2 海外移転が進む製造業・・・6
  - 3-3 地域の事業者等の海外の例・・・7
  - 3-4 韓国や新興国の追い上げを受ける日本企業・・・8
  - 3-5 世界市場における中国・韓国など企業の台頭・・・9
  - 3-6 平均関税率の国際比較・・・10
- 4 「開国」の例
  - 4-1 中小企業の開国の例・・・11
  - 4-2 外国資本の誘致の例・・・12
  - 4-3 地域の開国の例・・・13
- 5 食と農林水産業の再生
  - 5-1 世界の食料需給見通し・・・14
  - 5-2 地球温暖化による農業生産への影響・・・15
  - 5-3 農業の多面的機能・・・16
  - 5-4 食料自給率の推移・・・17
  - 5-5 農林水産物・食品の輸出額の推移・・・18

- 5-6 戸別所得補償制度・・・19
- 5-7 農林漁村の六次産業化・・・20
- 5-8 韓国のFTA関連農業政策・・・21

## ■ 6 日本の経済活動の場としての魅力を高める(新成長戦略)

- 6-1 新成長戦略 21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト・・・22
- 6-2 新成長戦略 21の国家戦略プロジェクト 工程表・・・23-24

## ■ 7 外国政府との開国のためのルール作り

- 7-1 雇用を守り、増やす・・・25
- 7-2 技術を守る、技術で稼ぐ・・・26
- 7-3 日本企業の海外での利益を守る・・・27
- 7-4 産業・生活の安全・安心を守る・・・28
- 7-5 中小企業の輸出入を促進する・・・29
- 7-6 日本の強みを世界へ ～ 脱ガラパゴス ～・・・30

## ■ 8 アジア太平洋地域における経済連携の取り組み

- 8-1 アジアの成長市場との一体化を目指すFTAAP・・・31
- 8-2 日本の輸出入相手先の構成・・・32
- 8-3 日本の海外直接投資相手先の構成・・・33

## ■ 9 環太平洋連携(TPP)協定交渉の現状

- 9-1 環太平洋連携(TPP)協定交渉の現状・・・34
- 9-2 TPP 物品貿易以外のルール ①・・・35
- 9-3 TPP 物品貿易以外のルール ②・・・36
- 9-4 TPP 物品貿易以外のルール ③・・・37
- 9-5 既存のEPA/FTAとTPPの特徴・・・38-39
- 9-6 P4協定における自由化の状況・・・40

# 1-1 用語解説 ①(WTO/FTA/EPA)

## WTO=世界貿易機関 (World Trade Organization)



- 153加盟国・地域で、モノ・サービスの貿易自由化や貿易関連のルール作り(知的財産のルール等)を行っている。1947年GATTとして始まり、1995年WTOが設立。
- 加盟国は他の全加盟国の同種の製品に対して同じ関税率を適用(=最恵国待遇)。また、国内で生産したものと海外で生産したものを区別しない(=内国民待遇)。
- 独自の強化された紛争処理システムを備える。

## FTA=自由貿易協定 (Free Trade Agreement)

- 一部の国・地域の間だけで、モノ・サービスの貿易をWTOの一般ルールよりも自由化する協定(=WTOの「最恵国待遇」の例外)。
- 「実質上すべての貿易」について関税を撤廃する必要がある。(WTOのルール)

## EPA=経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)

- FTAで扱うモノ・サービスに加え、投資の自由化、規制の緩和、制度の調和等、幅広い分野のルールを定め、経済関係を強化する協定。

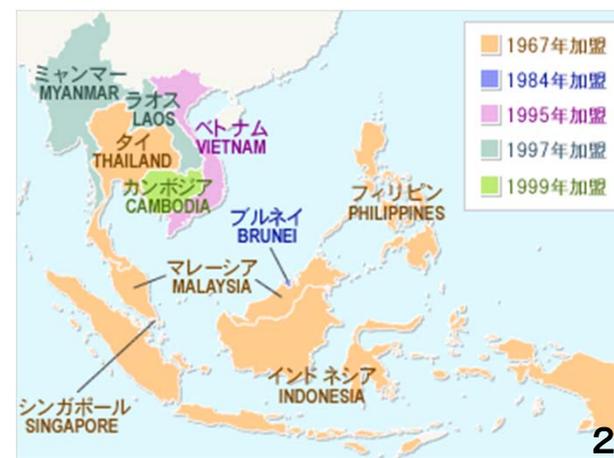
## 1-2 用語解説 ② (TPP/ASEAN)

### TPP=環太平洋パートナーシップ協定 (Trans Pacific Partnership Agreement)

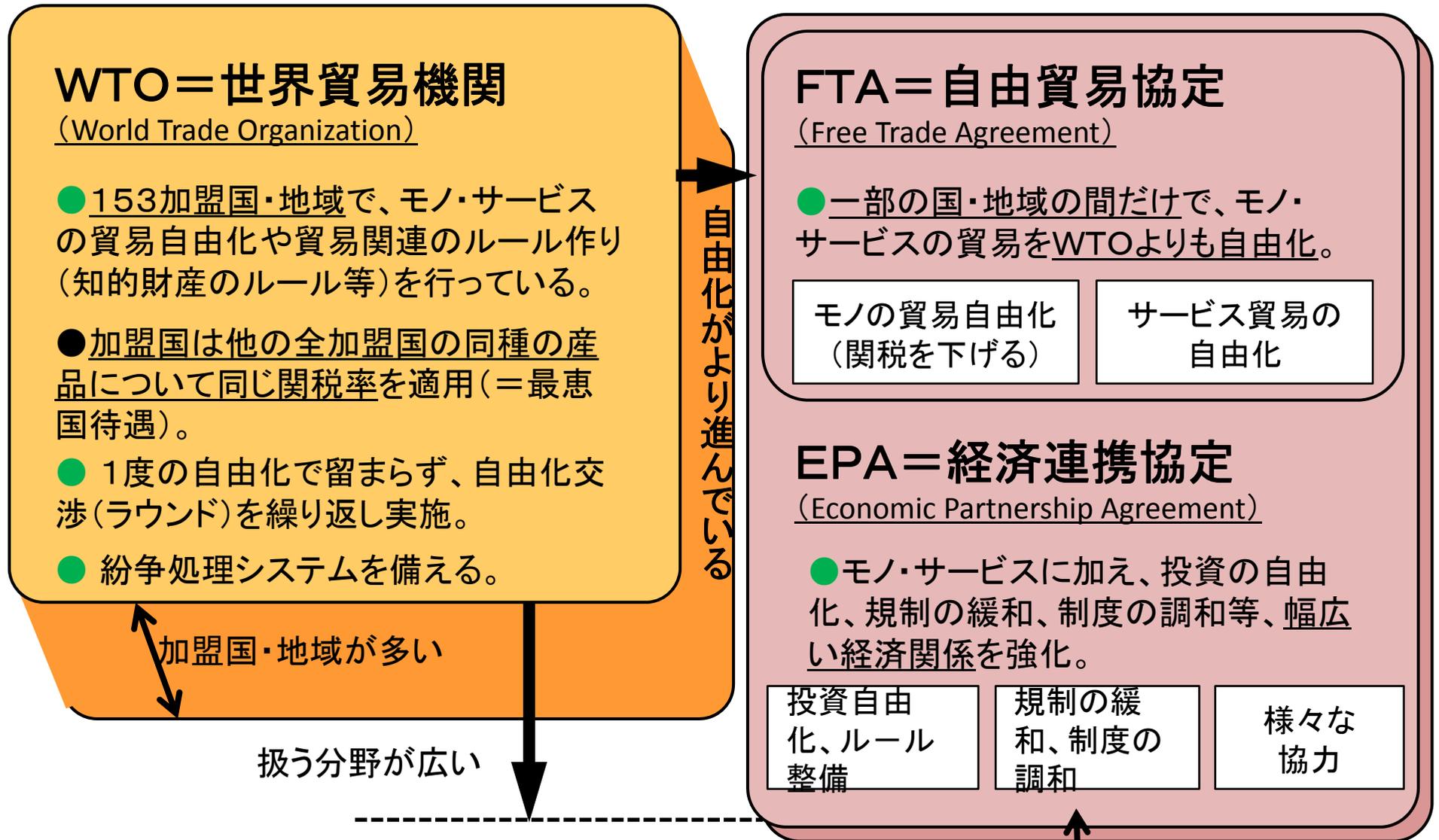
- 2006年に発効した環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)の参加国:シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイと、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシアの計9ヶ国が交渉中のEPA。2011年11月の合意を目指している。
- 物品の関税については、段階的な撤廃は認めるが、最終的には、原則として全ての関税を撤廃することを目標とし、1月以降、具体的な交渉を開始。このほか、サービス貿易、政府調達、投資、環境、労働、制度面での調和等についての協定作りが進められている。

### ASEAN=東南アジア諸国連合 (Association of South East Asian Nations)

- 1967年設立の地域協力機構。現在、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアの10ヶ国が加盟。
- 域内の経済成長や社会・文化的発展の促進、政治・経済的安定の確保等が主な目的。1992年にAFTA(アセアン自由貿易地域)というFTAを構築。2015年までに域内の関税を撤廃する見込み。
- さらに、域外国とのFTAとして、日中韓3か国を加えた東アジア自由貿易圏構想(EAFTA、別名ASEAN+3)、日中韓とインド、豪州、ニュージーランドを加えた東アジア包括的経済連携構想(CEPEA、別名ASEAN+6)があり、民間研究を経て政府間議論が始まっている。



# 1-3 用語解説③(WTO、EPA/FTA、TPPの関係)



TPP=環太平洋パートナーシップ協定: FTA/EPAの一種<sup>3</sup>

## 2-1 第三の開国

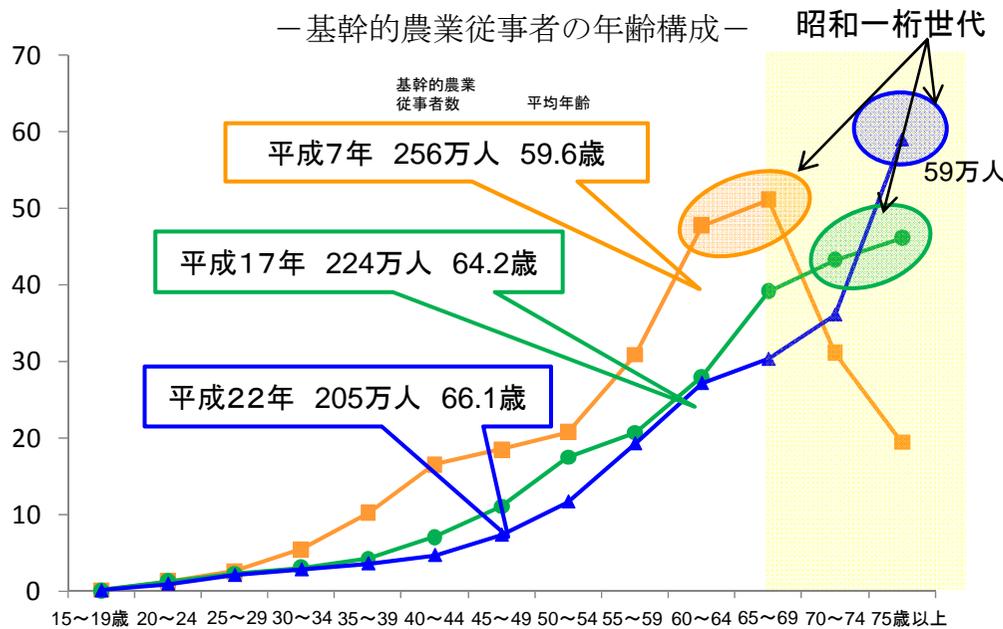
- 第一・第二の開国は、外圧(帝国主義・冷戦)に対し、国家主導で取り組み。
- 第三の開国は、自ら積極的に国を開き、地域や企業がアジア太平洋と直接つながることで、誰もが国民のグローバル化の恩恵を享受できる経済社会を作る。

	第一の開国 (明治維新)	第二の開国 (戦後復興)	第三の開国 (現在)
国際環境	帝国主義	冷戦(米ソ対立)	グローバル化(アジアの成長)
国内環境	幕藩体制の動揺	敗戦(経済基盤の消滅)	少子高齢化/社会の内向き化
鎖国のリスク	欧米列強による植民地化	発展途上国化/共産主義化	経済停滞・悪化→国民負担増加 →社会不安
開国政策	①政治システム	幕藩体制から中央集権へ	国民主権の確立
	②経済システム	自由貿易(金本位制) 殖産興業	自由貿易(GATT体制) 産業政策による重工業化
	③社会システム	上からの文明開化	外からの近代化
開国の成果	アジアで唯一の列強へ	アジアで唯一の先進国へ	<u>自由貿易(APEC大のFTA)</u> <u>アジア太平洋とのつながりを強化。</u> <u>ルール作りを主導。</u> <u>地域、国民からのグローバル化</u> 世界の課題解決先進国へ

# 3-1 農業は高齢化・後継者難が深刻。

- 日本の農業従事者の平均年齢は66歳と著しく高齢化。
- 農業を主とする65歳未満の農業者がいない水田集落が、全体の半数以上になっている。

【平均年齢は66歳と高齢化、後継者も育っていない】

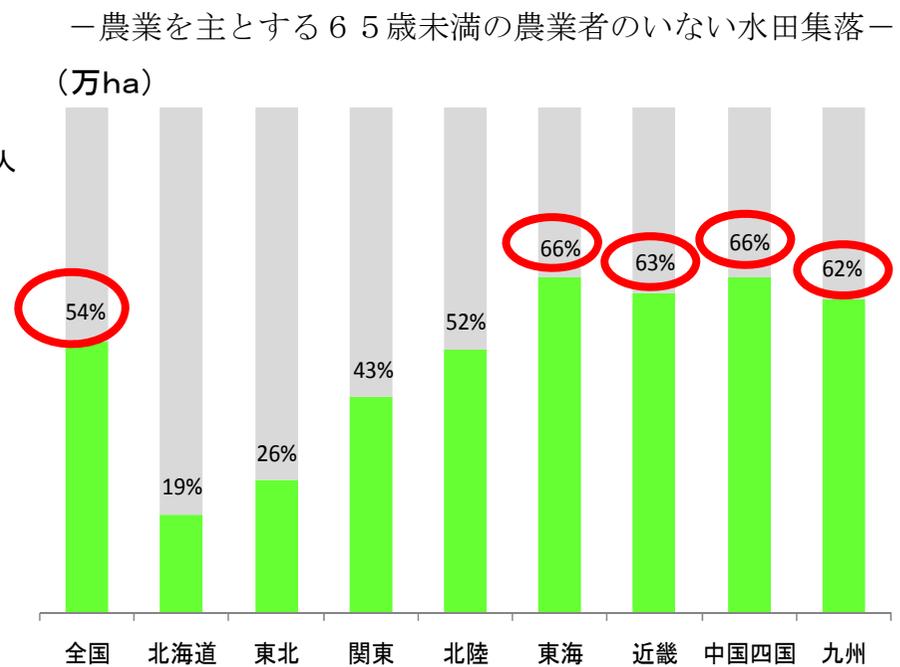


資料：農林水産省「農林業センサス」  
注：平成22年については概数値。

(用語の解説)

**基幹的農業従事者**：自営農業に主として従事した15歳以上の世帯員(農業就業人口)のうち、普段の主な状態が「主に仕事(農業)」である者。主に家事や育児を行う主婦や学生等を含まない。

【全国で担い手がいない地域が半数以上】

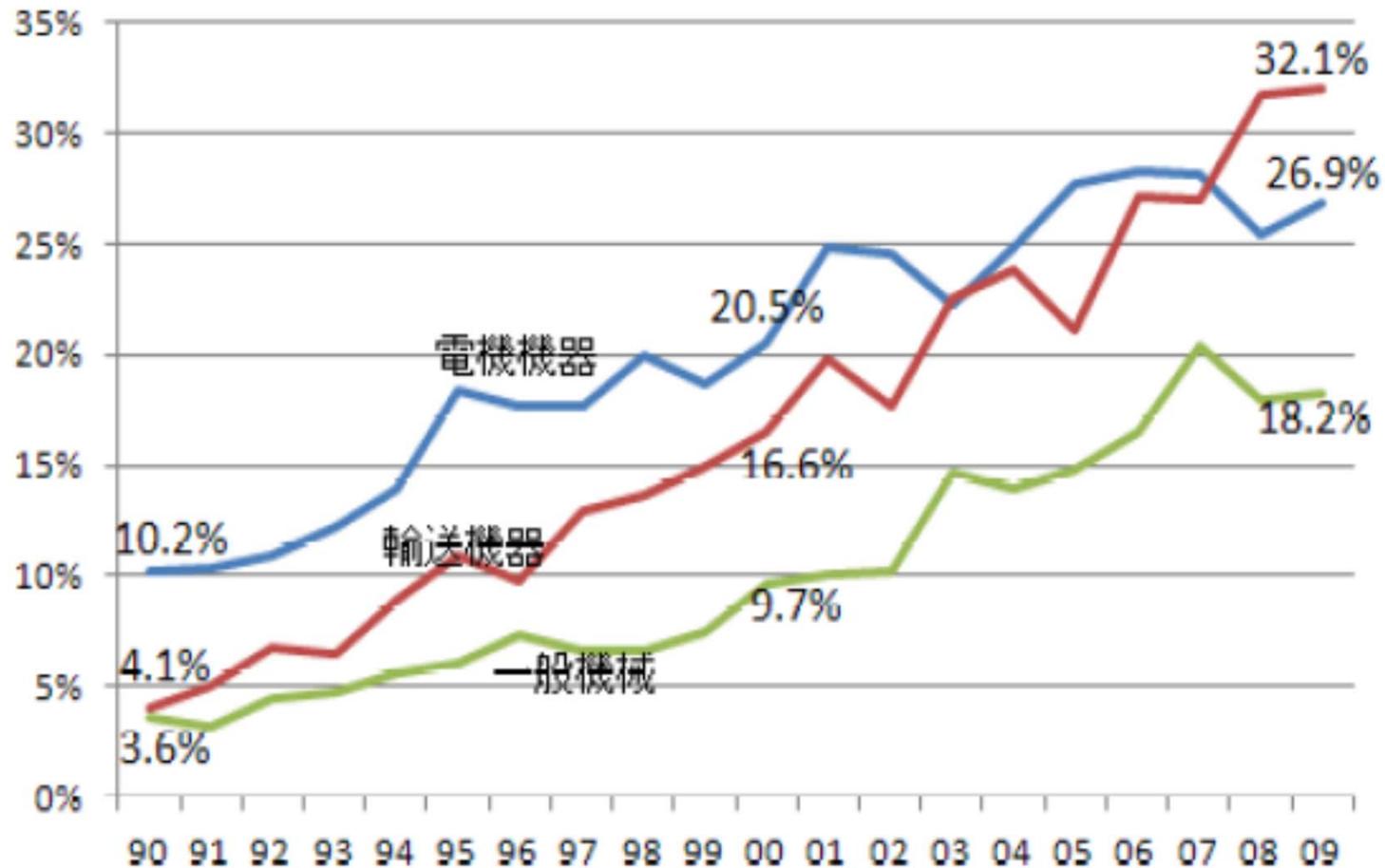


資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス(概数値)」(組替集計)

注1：「関東」には静岡県を含み、「東海」には静岡県を含まない。  
注2：「農業を主とする65歳未満の農業者」とは、「稲作1位経営の主業農家」とする

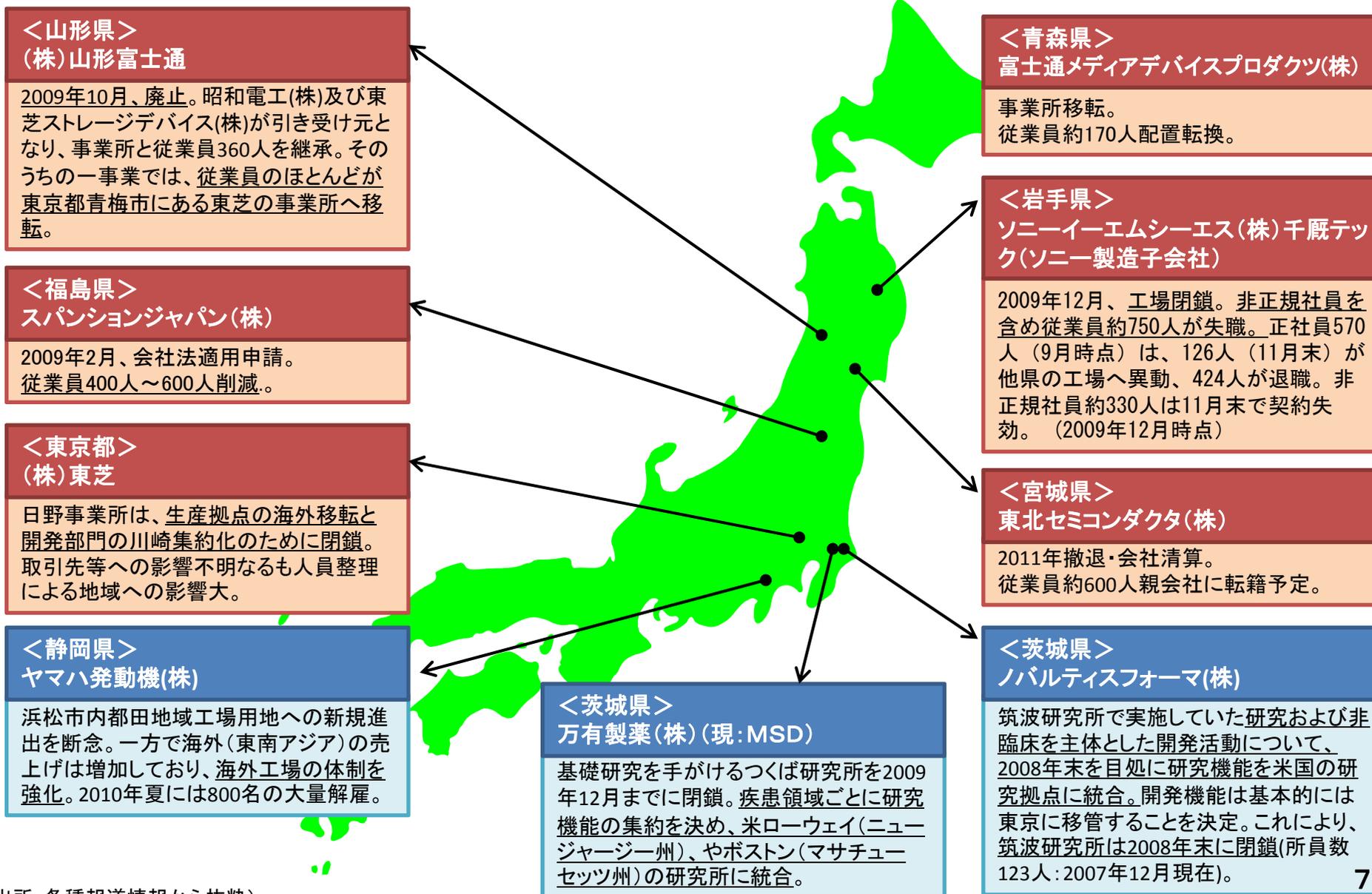
## 3-2 工場の海外移転が増えている。

- 過去20年間で、輸送機器の海外現地生産の割合は8倍、電気機器は3倍、一般機械は5倍に拡大。今も多くの企業が工場の海外移転を検討している。



(注)2009年度は実績見込み値、「一般機械」は原統計の「機械」  
(出所)内閣府「企業行動に関するアンケート調査」

### 3-3 地域における主な大規模事業所等の海外移転・撤退事例(東北・関東)

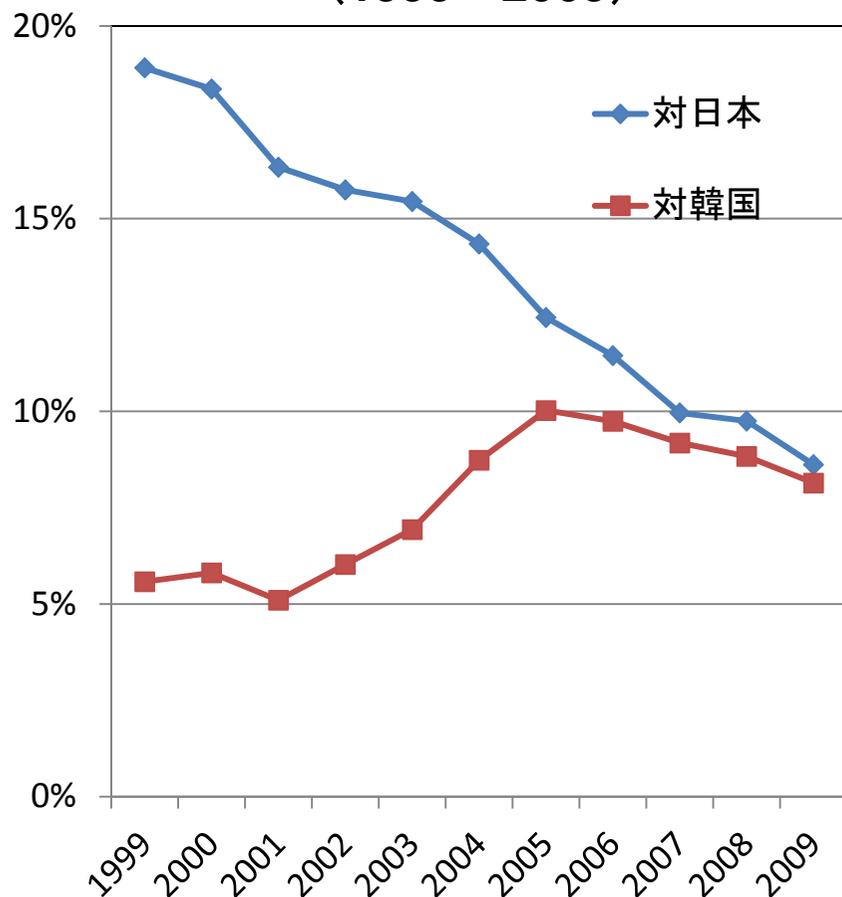


(出所:各種報道情報から抜粋)

# 3-4 日本の産業は、世界各地で韓国や新興国の企業の追い上げを受けている。

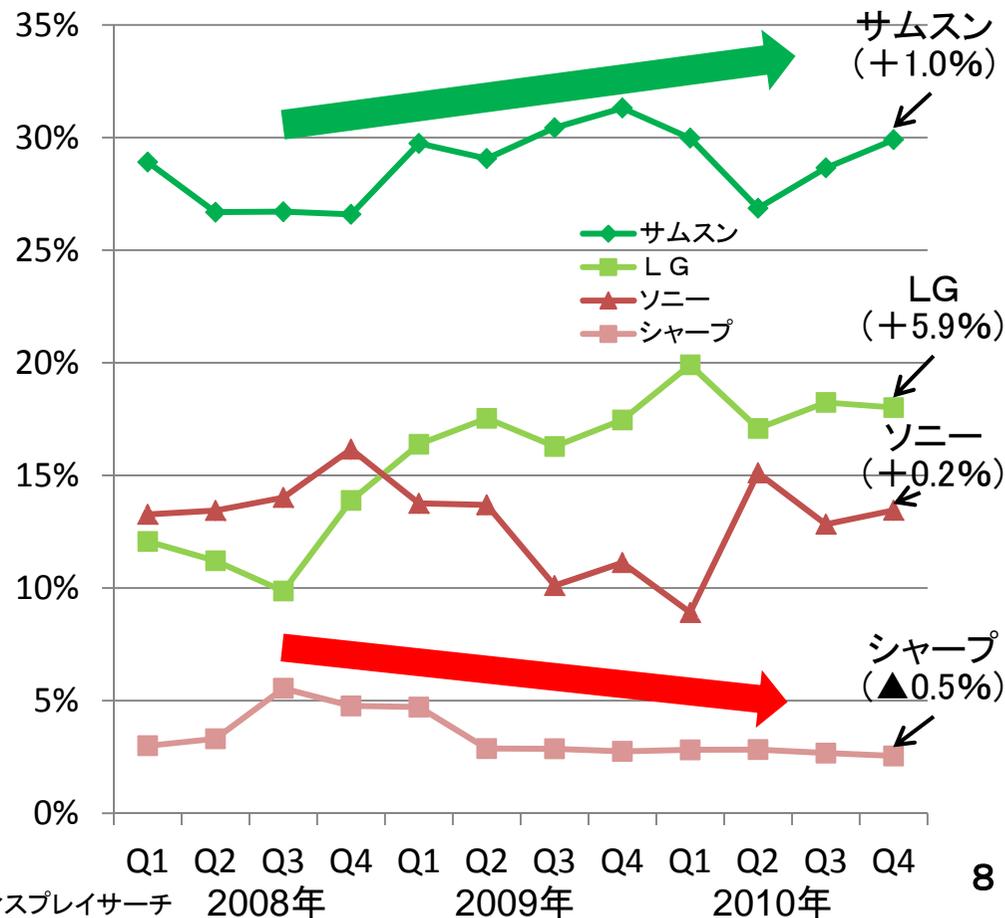
- 特に欧州では、韓EU間のEPA/FTAが発効すれば、「シェア逆転」→「背中が遠のく」品目も出てくる。

**EUの電気機器輸入におけるシェア (1999~2009)**



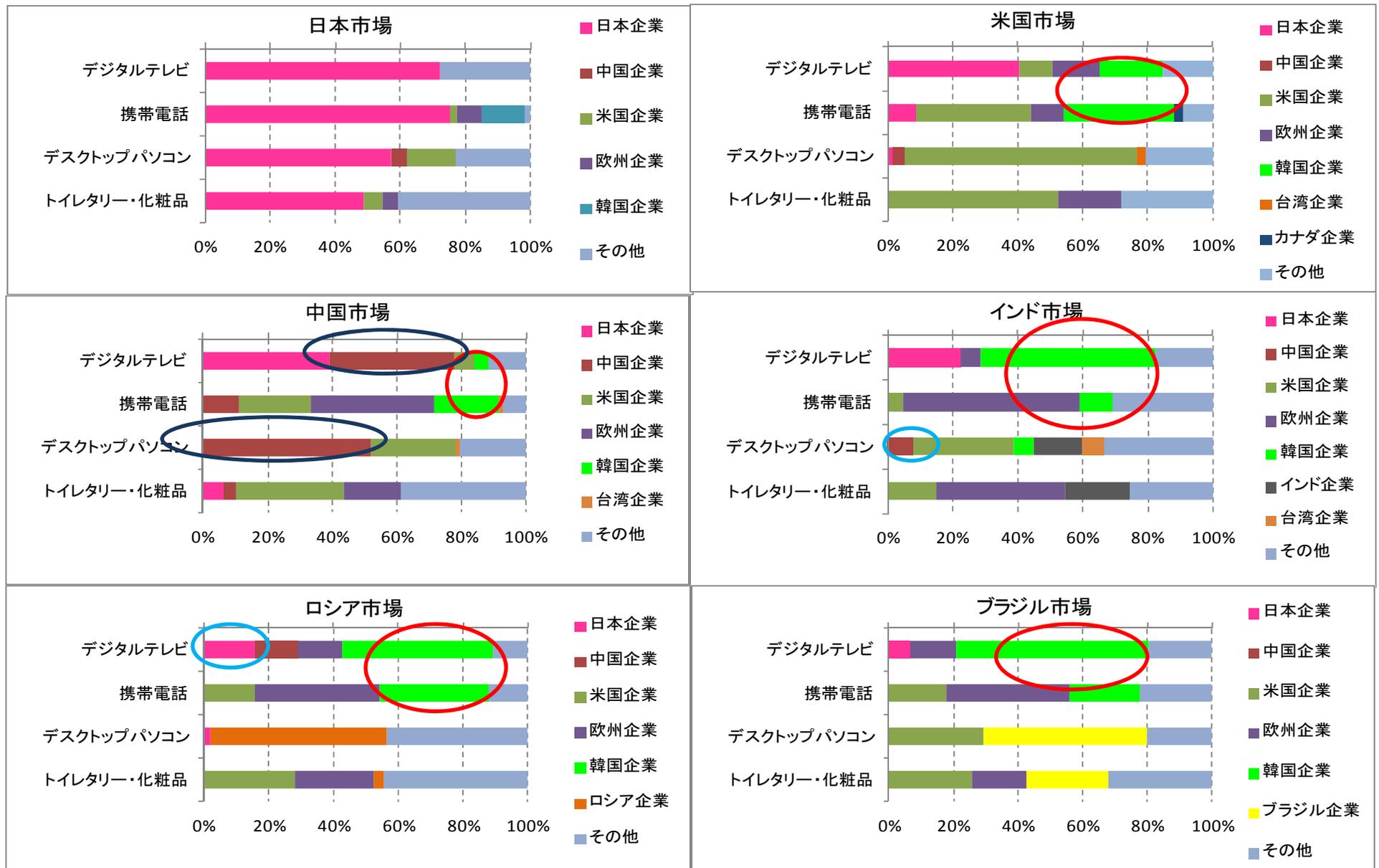
資料: World Trade Atlasより作成。

**欧州液晶テレビ市場におけるシェア (2008~2010)**



出典: ディスプレイサーチ

# 3-5 世界中で、中国・韓国等の企業が台頭している。



備考: 1.金額シェア。2.トイレタリー・化粧品は2009年、他は2007年の値。3.シェア1%未満の企業はその他に算入した。

4.企業の国別分類においては、当該企業またはその親会社の本拠地のある国・地域によって分類した。資料: Euromonitor International 2010。

## 3-6 平均関税率の国際比較

		日本	米国	EU	豪州	中国	韓国	タイ
鉱工業品等 (非農産品)	単純平均	2.5%	3.3%	4.0%	3.8%	8.7%	6.6%	8.0%
	貿易加重平均	1.2%	1.9%	2.4%	5.6%	4.0%	3.3%	3.9%
農産品	単純平均	21.0%	4.7%	13.5%	1.3%	15.6%	48.6%	22.6%
	貿易加重平均	12.5%	4.1%	9.8%	2.9%	10.3%	119.8%	12.5%

出典: WTO "World Tariff Profiles 2010"

(注1) 単純平均関税率は実行税率の単純平均値。貿易加重平均関税率は実行税率を貿易量で加重した平均値。

(注2) 農産品には林水産品を含まない。鉱工業品等(非農産品)は農産品以外すべての品目。

(注3) WTOの譲許税率は、基本的に年によらず一定。但し、実行税率の変化や、従量税を従価税に換算する際の輸入価格データの変化等により、平均関税率の数値は年により変化。例えば、農産物の平均関税率(実行税率に基づく数値)は、2008年版及び2009年版においては、次のとおりであった。

			日本	米国	EU	豪州	中国	韓国	タイ
農産品	2008 年版	単純平均	21.8%	5.5%	15.0%	1.3%	15.8%	49.0%	22.0%
		貿易加重平均	10.1%	5.3%	11.8%	2.8%	16.0%	91.6%	14.1%
	2009 年版	単純平均	23.6%	5.3%	16.0%	1.3%	15.6%	49.0%	25.2%
		貿易加重平均	14.7%	4.1%	4.6%	2.8%	12.0%	90.2%	14.0%

出典: WTO "World Tariff Profiles 2008, 2009"

(注4) ウルグアイ・ラウンド妥結を受けた農産品の単純平均関税率(譲許税率に基づく数値)は、OECD資料によれば下表のとおり。ただし、この数値は、1996年の時点で適切な輸入価格を設定することが困難で、従量税を従価税換算することができなかった品目等(例: コメ等)を除いた平均。

		日本	米国	EU	豪州	中国	韓国	タイ
農産品	単純平均	11.7%	5.5%	19.5%	3.3%	-	62.2%	34.6%

出典: OECD "Post-Uruguay Round Tariff Regimes" (1999)

(注5) 「EU」は、2009年12月のリスボン条約発効までは「EC」(European Communities)。

(以上)

2011/2/25

## 4-1 中小企業の開国【関東】

- 中小企業も、新たな市場開拓等に成功し飛躍的に成長できる。

### 金子産業(株)〈東京〉

- 東京・金子産業(株)は、主に発電所、石油関連企業、プラント企業向けに、バルブや電磁弁等の製品を製造・販売している専門企業。
- 高い技術力を背景に、それぞれの顧客に合わせ、多品種少量生産を展開。従来、生産をすべて提携工場へアウトソーシングするなどコスト競争力の維持を図ってきたが、国内市場が成熟するなかで、経営が逼迫していた。
- また、急速な円高や、海外に拠点を置く顧客に対する迅速な対応が難しい点に、限界を感じていた。

### 開国への取組

- 2004年に顧客となっているプラントエンジニアリングメーカーの中国進出に合わせて、中国上海に進出し、現地メーカーとともに合弁会社を設立。顧客に対する迅速な対応が可能となり、新規顧客の獲得にも繋がった。
- さらに、2010年にエンジニアリング産業が成長している韓国ソウル近郊にも現地法人を設立。韓国に進出後、ウォン安を背景として、中東などインフラ開発が急速に進む国からも多数受注している。



### エナックス(株)〈東京〉

- 東京・エナックス社は、電気自動車の心臓部となるリチウムイオン電池を手掛けるベンチャー企業。
- ドイツ・コンチネンタル社は、独ダイムラーとハイブリッド車用のリチウムイオン電池を共同開発している世界第4位の自動車部品メーカーであるが、同社はエナックス社の高い技術力に注目した。
- ドイツ・コンチネンタル社は、エナックス社とリチウムイオン電池の共同開発、生産体制を整備するため、2008年に資本参加した。

### 開国への取組

- エナックス社は、ダイムラー向け電池を受注し、生産体制を整えている。(愛知県常滑市に新工場を設置し、2011年3月に稼働予定と発表)
- 「特許がなければ、独コンチネンタルの出資もなかった。中国に合弁会社を作った時も技術料を受け取ったので、実際の出資額より出て行った金額は少なくて済んでいる。」  
(2010年5月28日付日経産業新聞記事より抜粋)



## 4-2 外資誘致【関東】

- 地域が世界と直接つながれば、観光、外資誘致、農産品輸出により地域が直接外貨を稼ぎ、豊かになれる。

### 1. スポーツ・高齢者ケアの米国企業が、日本法人を設立（神奈川）

- スポーツの怪我予防のためのテーピングやリハビリ用のサポーターを製造し、世界30か国に販売、年間売り上げ100億円を誇る。
- スポーツ、介護ともに大きな需要が期待できる日本市場での販売強化を狙い同社の日本法人が、2007年に横浜に設立。
- 横浜の設立を決めたのは、神奈川県、横浜市の助成制度等による。
- 高齢者向けの介護ビジネスに関する高い成長が見込まれる日本で、ケア製品が更に本格的に浸透すれば、高い投資成果をもたらすと同時に、雇用、税収、ビジネス機会増大など地元経済への波及効果も期待できる。



### 2. タイ通信会社が、衛星基地局を設立（埼玉）

- タイの大手通信会社のタイコムは、保有する衛星を利用して衛星ブロードバンドサービスを世界各地で展開。2007年には、日本への進出の足掛かりとして、埼玉県秩父に衛星基地局を設立。
- ターゲットは、国土に人口が分散しており、インフラ整備が困難な国がターゲット。日本については全世帯ブロードバンド構想を掲げていることもあり、同社はサービス参入メリットが高いと判断した。
- 日本の山間部や離島などブロードバンドが利用できない地域も存在することから、同社システムの利用により、サービスを受けることが可能となる。同社は、日本における地理的不便さから生じる情報格差を無くしたいと強い意欲。



## 4-3 地域の開国（グローバル）【関東】

- 地域が世界と直接つながれば、観光、外資誘致、農産品輸出により地域が直接外貨を稼ぎ、豊かになれる。

### 1. 外国人観光客でにぎわう日光

- 日光は、鬼怒川温泉、湯西川温泉など古くからの外国人保養地の一つ。平成11年に日光東照宮が世界遺産として登録されて以降、現在でも多くの外国人観光客が訪れる。
- 2009年には、年間6万人が宿泊、日帰り客を加えると年間20万人以上の外国人が日光市内を訪れているという。国別で見ると、韓国、台湾、中国、香港といった東アジアを中心に、欧米からの観光客も多数訪れる。
- 外国人にさらに楽しんで観光をしてもらえるように、外国語での案内板の充実やスマートフォン等最新機器を使ったシステム構築を目指している。



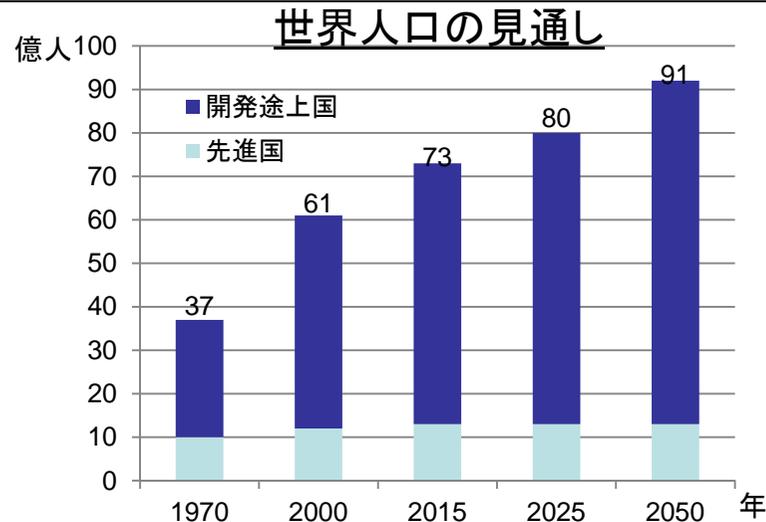
### 2. 中国人買い物客でにぎわう銀座

- 2010年から中間層を対象に観光ビザの発給対象が拡大したことを受け、銀座・三越では売場面積を1.5倍に広げ、外国人観光案内所を設置した。
- 同店の免税店は、2010年前期の売り上げが、前年同期に比べ1.4倍に増加。その約8割が中国人観光客。
- 中国人には、海外有名ブランド品や日本製化粧品の人気が高く、化粧品は5万円の高級美容液をまとめ買いする人もいるという。

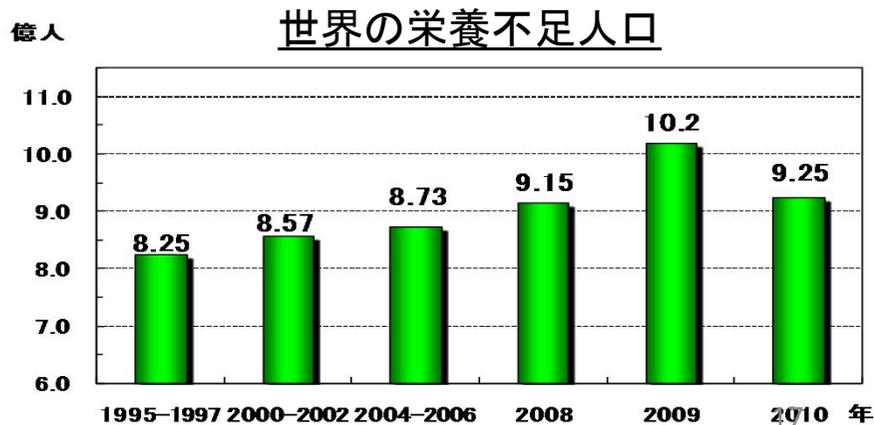


# 5-1 世界の食料需給見通し ~需要が供給を上回る傾向~

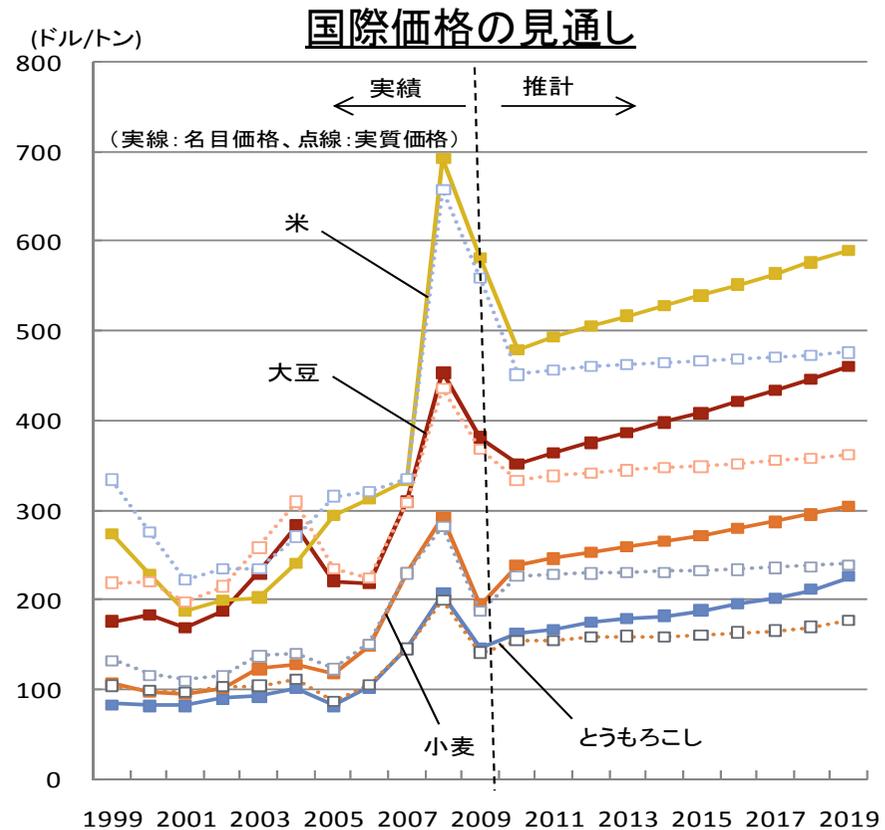
- 世界の人口は、2050年には91億人に達する見通し。
- 栄養不足人口は9億人を超え、食料価格は上昇傾向。
- 2050年の世界人口を養うためには、食料の生産を現在の1.7倍に増大させる必要。(FAOの予測)



出典: 2008年国連人口推計



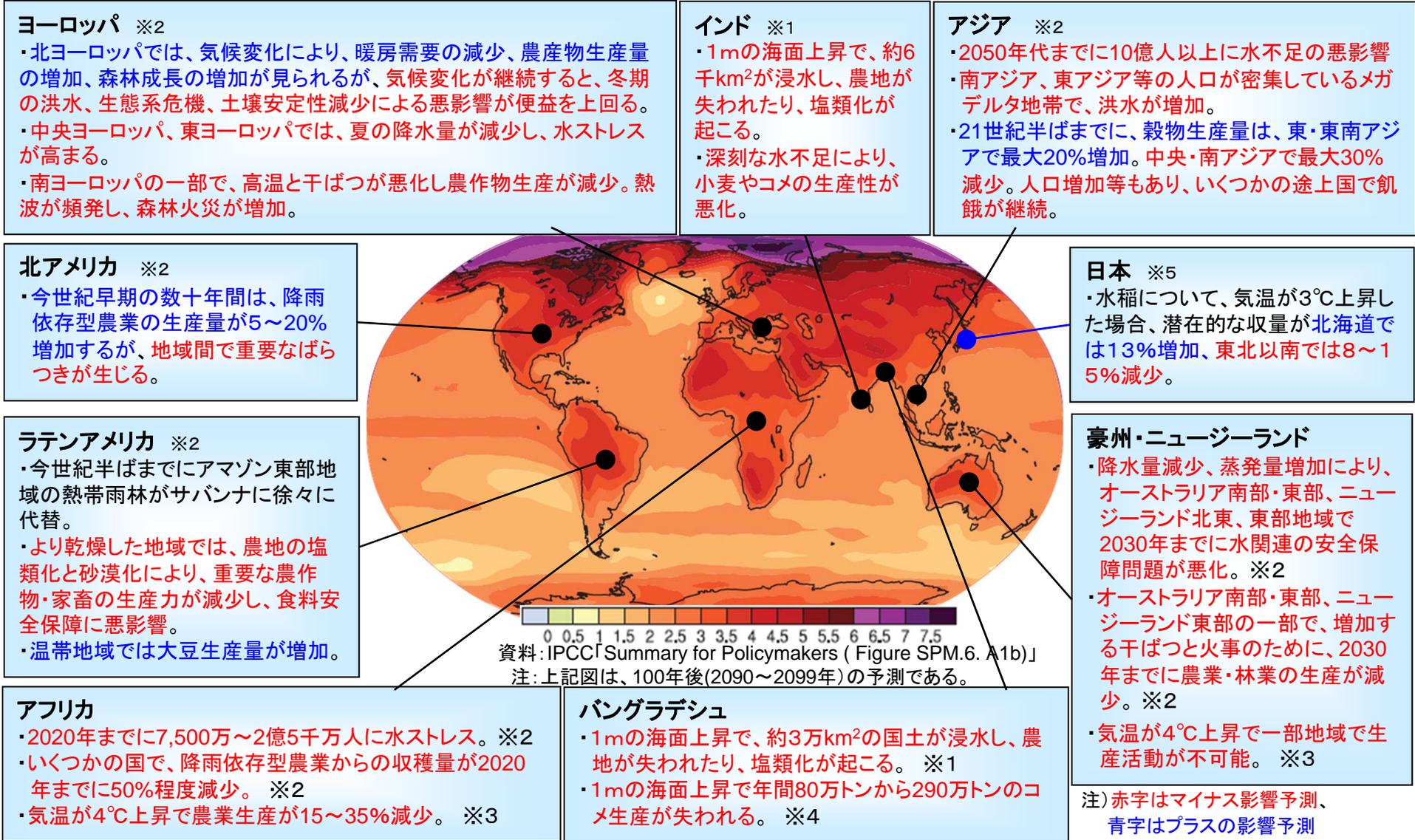
出典: FAO「The State of Food Insecurity in the World 2009」



出典: 農林水産政策研究所「2019年における世界の食料需給見通し -世界食料需給モデルによる予測結果-」

## 5-2 地球温暖化による農業生産への影響

• 地球温暖化は、農業生産に対して、CO<sub>2</sub>の濃度の上昇による収量増加というプラス面がある一方、気温の上昇や異常気象の頻発により、農地面積の減少、生産量の変動、適地の移動などのマイナスの影響を及ぼすことが懸念。



資料: ※1 IPCC3次評価報告書WG2、※2 IPCC4次評価報告書WG2、※3 スターンレビュー(2006)、※4 アジア開発銀行、※5 (独)農業環境技術研究所

## 5-3 農業の多面的機能

- 農業は、将来にわたる食料の安定供給を支えるだけでなく、生産活動を通じて国土の保全・水源のかん養・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承など、さまざまな役割を果たしている。こうした「農業の多面的機能」を、国民の財産として継承していくことが重要。



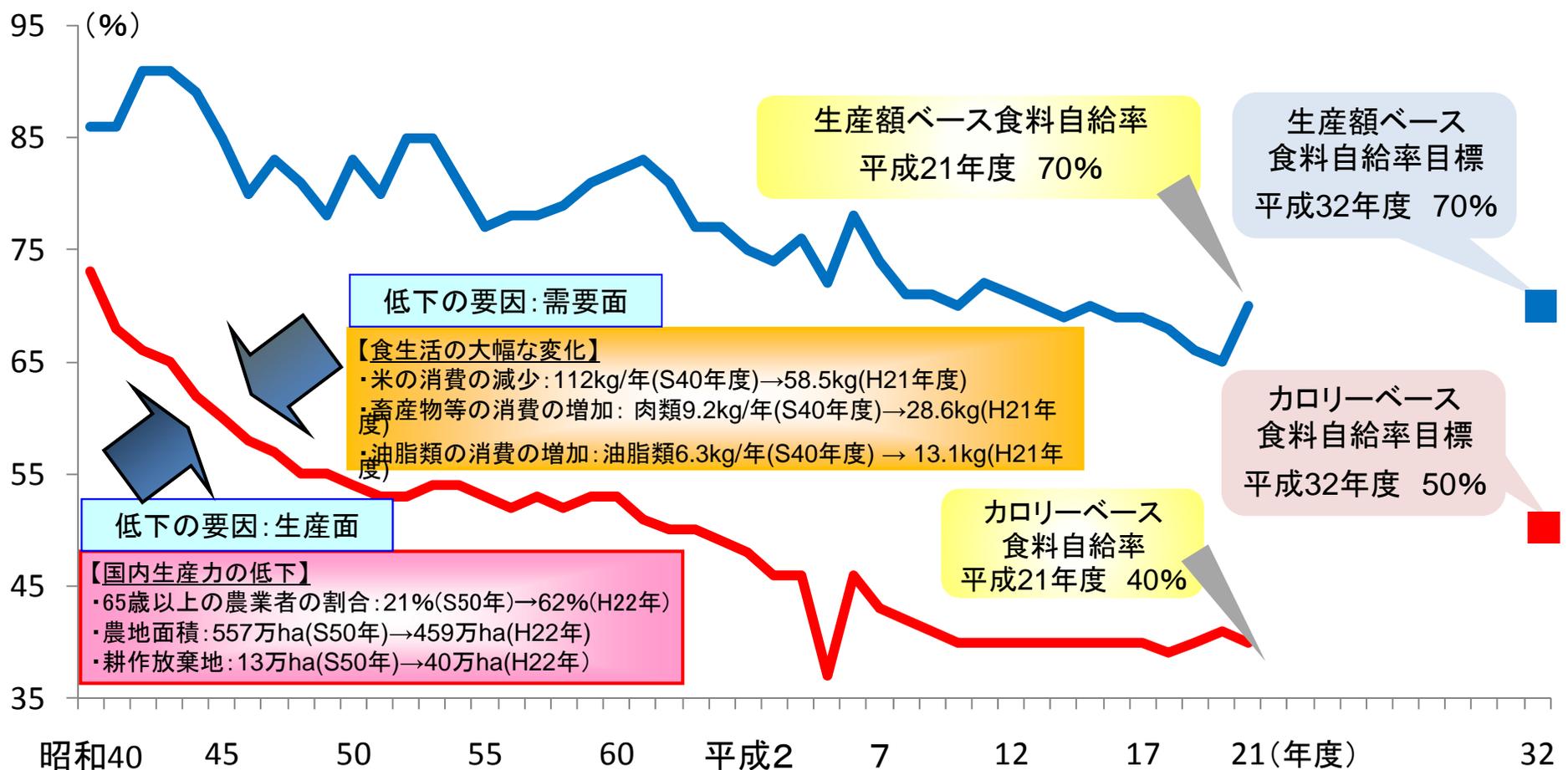
資料：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について（答申）」（平成13年11月）及び関連付属資料

注1：農業の多面的機能のうち物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について、日本学術会議の特別委員会の党委内容を踏まえ、(株)三菱総合研究所が貨幣評価を行ったもの。

注2：農業の有する機能は、評価に用いられた代替財の機能とは性格の異なる面がある。

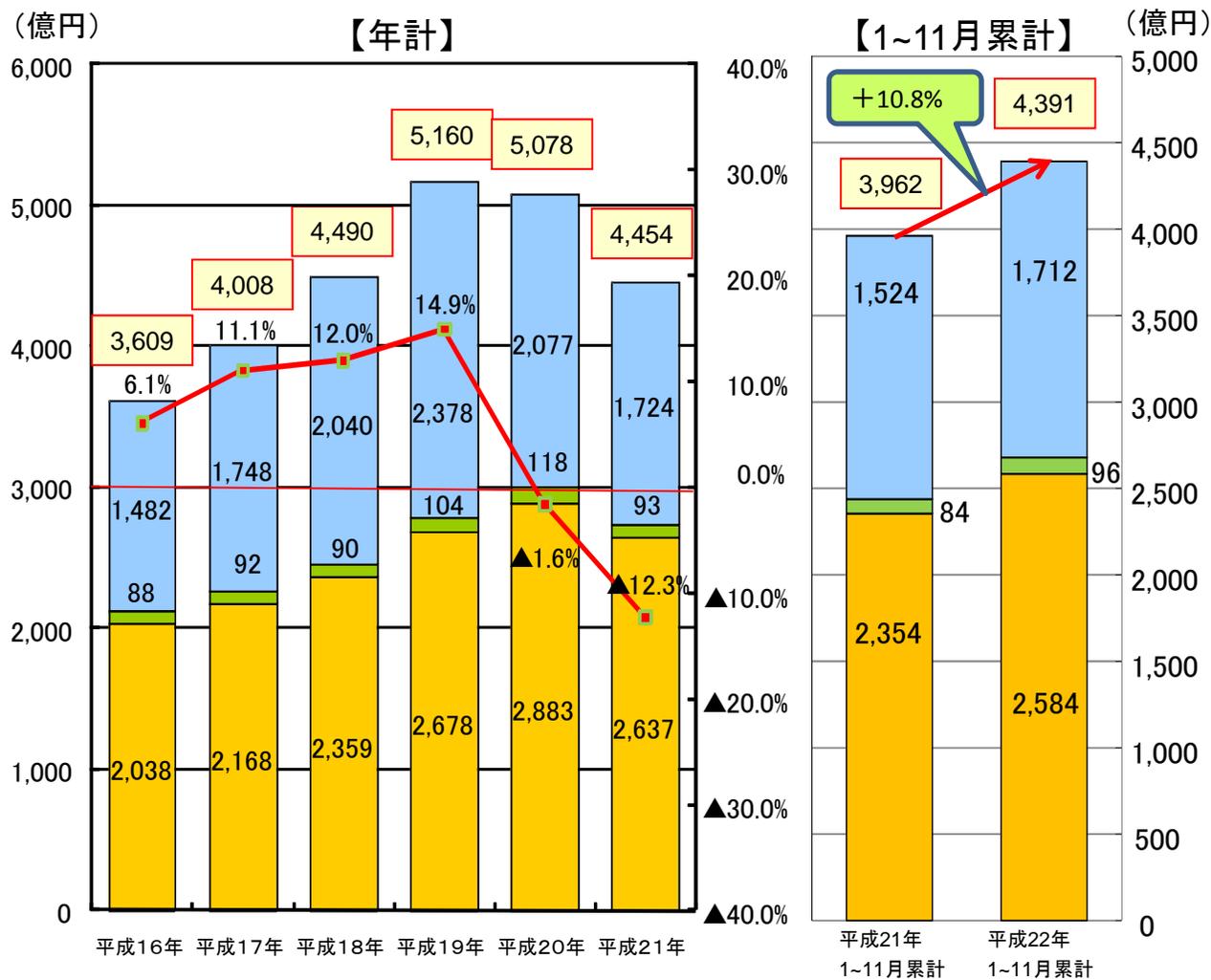
## 5-4 食料自給率の推移

- ・食料自給率は戦後大きく低下し、21年度は40%（カロリーベース）、70%（生産額ベース）。
- ・平成32年度に50%（カロリーベース）、70%（生産額ベース）に引き上げることが目標。  
（食料・農業・農村基本計画（平成22年3月閣議決定））
- ・カロリーベース自給率は、相対的に競争力の低いコメ・小麦・大豆等の土地利用型農業の生産活動を、生産額ベース自給率は、比較的低カロリーの野菜・果実や、飼料の大半を輸入している畜産物等の生産活動を、より適切に反映。



# 5-5 農林水産物・食品の輸出額の推移

・農林水産物・食品の輸出額につき、平成29年までに1兆円水準を目指す。  
 ・減少傾向で推移していた農林水産物・食品の輸出額は、平成21年秋以降、回復傾向。



【年計】	平成16年	平成19年	平成20年	平成21年
農林水産物	3,609	5,160	5,078	4,454
農産物	2,038	2,678	2,883	2,637
林産物	88	104	118	93
水産物	1,482	2,378	2,077	1,724
農林水産物 (※3品目除く)	2,954	4,337	4,312	3,843
総輸出額	611,700	839,314	810,181	541,706
乗用車	80,757	126,834	119,466	57,971
	2.3%	15.6%	▲5.8%	▲51.5%

※上段：輸出額(億円)、下段：対前年増減率  
 3品目とは、アルコール飲料、たばこ、真珠

【月計】	(平成22年)			
	平成22年9月	10月	11月	1~11月計
農林水産物	391	454	423	4,391
対前年同月増減率	3.9%	5.1%	3.5%	10.8%
農林水産物 (※3品目除く)	316	412	363	3,810
	3.5%	5.5%	1.4%	12.2%
総輸出額	58,409	57,241	54,398	612,930
	14.3%	7.8%	9.1%	25.7%
乗用車	7,066	6,776	6,733	71,605
	10.4%	10.2%	1.9%	38.9%

※上段：輸出額(億円)、下段：対前年同月増減率  
 3品目とは、アルコール飲料、たばこ、真珠

■農産物 ■林産物 ■水産物 ▲対前年同期増減率

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

# 5-6 戸別所得補償制度を導入し、意欲ある全ての農家が安心して農業を継続できる環境を整備。

## 目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

## 対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

## 交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

## 畑作物の所得補償交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

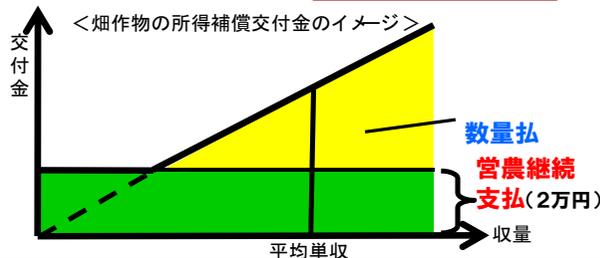
### 【数量払】

対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/トッ
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トッ
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg		

注1：小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算  
注2：交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

### 【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 **2.0万円/10a**



## 水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

### 【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

### 【産地資金(予算枠481億円)】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

## 米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

### 【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

### 【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

## 加算措置等

加算措置  
150億円  
推進事業等  
116億円

### 品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

### 規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、**利用権設定した面積に2万円/10a**を交付

### 再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)を最長5年間**交付

### 緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閑緑肥)に、**1万円/10a**を交付

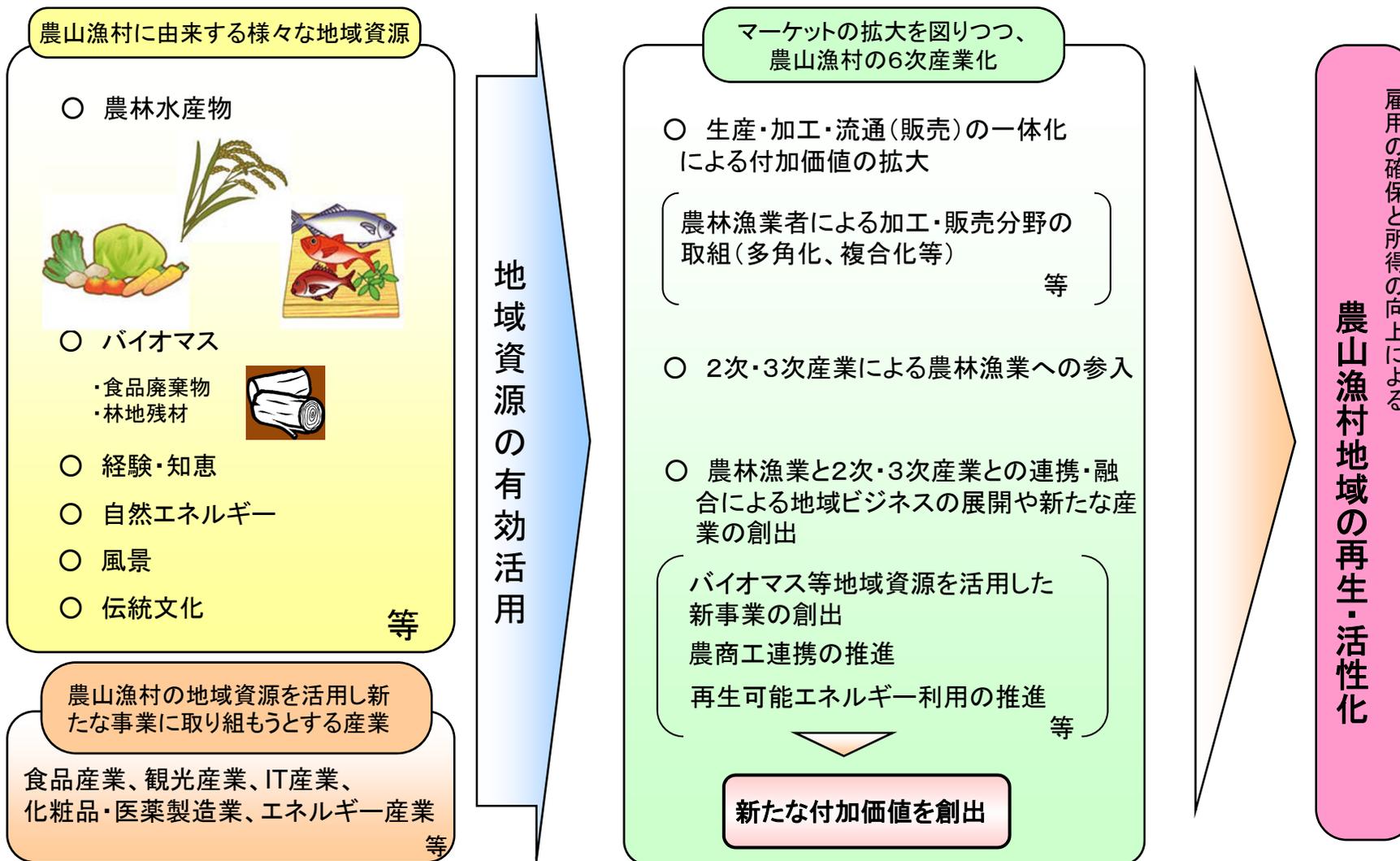
### 集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、**40万円を定額**で交付

### 推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

# 5-7 付加価値を創造する「農山漁村の6次産業化」を推進し、農業者の所得の増大を図ることが重要。



# 5-8 韓国のFTA関連農業政策

・韓国は、諸外国とのFTAに対応した国内農業の維持のため、「農業・農村総合対策」等を策定し、国内農業の競争力強化等に向けた対策を実施。

## 1. 農業・農村総合対策

農産物市場開放が進む中、国内農業を維持するために、2003年11月『農業・農村総合対策』(中長期投融资計画)を策定。  
(事業規模119兆ウォン(約8.3兆円)(2004~13))

## 2. 韓米FTA発効に向けた韓国国内補完対策

2007年に妥結した韓米FTAの発効に向け、①被害品目の競争力強化、②専業農家の所得安定及び経営規模拡大支援、③食品産業の育成  
④農村活性化の推進等を中心とした投融资を策定。(事業規模20.4兆ウォン(約1.4兆円)(2008~17))

(注)事業規模のうち、10.1兆ウォンは上記1の内数。20.4兆ウォンの内訳は、競争力強化19.2兆ウォン、短期的被害補填1.2兆ウォン

※ 1及び2の総額は10年間で129.3兆ウォン(約9兆510億円)

## 3. 韓EU・FTA発効に向けた競争力強化対策

2010年に署名した韓EU・FTAの発効に向け、畜産業の競争力強化に関する国内対策を策定。

①施設近代化持続推進、②防疫管理を通じた疾病根絶事業強化、③流通構造改善と加工産業活性化のための財政支援強化

(事業規模2兆ウォン(約1,400億円)(2011~20))

※以上、為替レートは全て1ウォン=0.07円(2010年10月のレート)を使用

出典:韓国企画財政部発表

### (参考)日本と韓国における農業産出額、耕地面積とGDP

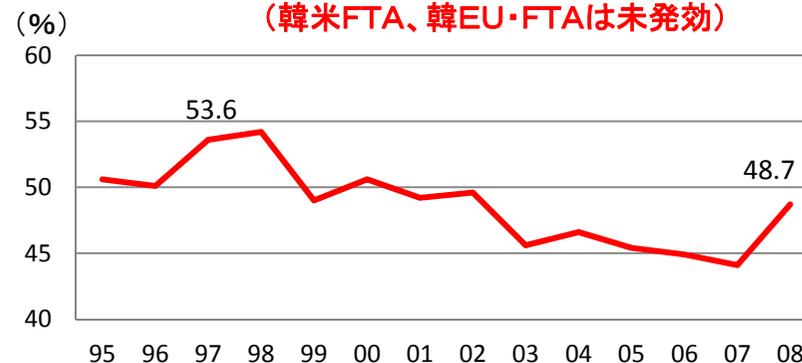
	韓国	日本	日本/韓国
農業産出額 (2009年)	2.90兆円※1 (41兆3643億ウォン)	8.05兆円	2.8倍
耕地面積 (2008年)	1,759千ha	4,628千ha	2.6倍
GDPに占める農林水産業の比率(2008年)※2	2.8%	1.5%	—

出典:日本は農林水産省「生産農業所得統計」,「ポケット農林水産統計」,韓国は農林水産食品部「農林水産食品統計年報」。日本、韓国のGDPは国連統計より。

※1. 為替レートは1ウォン=0.07円(2009年の平均レート)を使用。

※2. 2008年のGDPは、韓国9,291億USD、日本49,107億USD。

### (参考)韓国の食料自給率は低下 (韓米FTA、韓EU・FTAは未発効)



出典:韓国農村経済研究所「韓国食料需給表」(カロリーベース)

# 6-1 21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト

## 需要面の政策対応による押し上げ

### 環境・エネルギー

- 「固定価格買取制度」の導入等による再生可能エネルギー・急拡大
- 「環境未来都市」構想
- 森林・林業再生プラン



### 健康(医療・介護)

- 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等
- 国際医療交流(外国人患者の受入れ)



### アジア

- パッケージ型インフラ海外展開
- 法人実効税率引き下げとアジア拠点化の推進等
- グローバル人材の育成と高度人材の受入れ拡大
- 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開
- アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略



### 観光立国・地域活性化

- 「総合特区制度」の創設と徹底したオープンスカイの推進等
- 「訪日外国人3,000万人プログラム」と「休暇取得の分散化」
- 中古住宅・リフォーム市場の倍増等
- 公共施設の民間開放と民間資金活用事業の推進



## 供給面の政策対応による押し上げ

### 科学・技術・情報通信

- 「リーディング大学院」構想等による国際競争力強化と人材育成
- 情報通信技術の利活用の促進
- 研究開発投資の充実



### 雇用・人材

- 幼保一体化等
- 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度の導入
- 新しい公共



### 金融

- 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進

# 6-2 新成長戦略 2.1 の国家戦略プロジェクト 工程表

	早期実施事項 (2010年度に実施)	2011年度に実施	2013年度までに実施	2020年までに実現すべき成果目標
<b>グリーン・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト</b>				
1. 「固定価格買取制度」の導入等		全量買取方式による固定価格買取制度を軸とする政策パッケージ導入		再生可能エネルギー関連市場 10兆円
2. 環境未来都市	環境未来都市整備促進法案（仮称）の整備	地域指定	・国際展開	世界トップクラスの環境未来都市の創設
3. 森林・林業再生プラン	実行プログラム作成 木材利用促進法制定	・森林管理・技術者の育成 ・伐採規制見直し ・路網整備 ・「森林管理・環境保全直接支払制度（仮称）導入等		木材自給率 50%以上
<b>ライフ・イノベーションにおける国家戦略プロジェクト</b>				
4. 医療の実用化促進のための医療機関の選定制度等	・重点テーマの決定 医療機関の選定	コンソーシアム創設 ・先進医療の評価・確認手続簡素化		・革新的新薬・医療機器等の開発・実用化 ・ドラッグラグ、デバイスラグ解消
5. 国際医療交流（外国人患者の受入れ）	医療滞在ビザの設置	医療機関認証制度整備 受入れ推進体制の整備	・2012年から本格実施	日本の高度医療および健診に対するアジアトップ水準の評価・地位の獲得
<b>アジア展開における国家戦略プロジェクト</b>				
6. パッケージ型インフラ海外展開	「国家戦略プロジェクト委員会」設置 「インフラプロジェクト専門官」指名	・受注支援		インフラ大国としての地位確立 市場規模 19.7兆円
7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化	・実施スケジュール策定 ・2011年度実施に向けた検討	税率の主要国並みへの段階的引き下げ 税制措置を含むインセンティブ制度の実施		・日本立地企業の国際競争力向上 ・外資系企業雇用倍増 200万人
8. グローバル人材の育成と高度人材の受入れ	高等教育グローバル化、日本人学生の海外交流拡大、外国人学生の戦略的獲得 ポイント制活用等による海外人材の受入れ制度の検討・実施	・在留期間上限伸長等		・在留高度外国人材 倍増 ・日本人学生等の海外交流 30万人 ・外国人学生受入 30万人
9. 知的財産・標準化戦略とクール・ジャパンの海外展開	国際標準獲得ロードマップ策定 官民推進体制の整備	・体制強化・人材育成 ・知財保護強化 ・海外流通規制緩和 ・競争力向上のための法制度整備		・戦略分野における国際標準獲得 ・アジアにおけるコンテンツ収入 1兆円
10. アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を通じた経済連携戦略	「包括的経済連携の基本方針」の策定	・交渉促進 ・国内制度改革等を実施		アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を含む経済連携の推進

	早期実施事項 (2010年度に実施)	2011年度に実施	2013年度までに実施	2020年までに実現すべき成果目標
<b>観光立国・地域活性化における国家戦略プロジェクト</b>				
11. 総合特区制度と徹底したオープン・スカイ等	・「総合特区(仮称)」法案提出 ・オープン・スカイの枠組みの拡大等	地区指定 首都圏空港の段階的自由化等	・規制緩和・税財政支援措置	拠点形成による国際競争力等の向上
12. 訪日外国人3000万人プログラムと休暇の取得分散化	中国人訪日観光ビザ要件緩和 ・祝日法改正法案提出	・周知	本格実施	・訪日外国人2,500万人 ・経済波及効果10兆円 新規雇用56万人 ・休暇分散化による需要創出効果1兆円
13. 中古住宅・リフォーム市場の倍増等	・建築基準法の見直し	「中古・リフォーム市場整備のトータル・プラン」策定	・省エネ基準の見直し	中古住宅流通・リフォーム市場倍増(20兆円)
14. 公共施設の民間開放と民間資金活用事業	・PFI制度の拡充	公共施設の民間開放		PFI事業規模 倍増以上(約10兆円以上)
<b>科学・技術・情報通信における国家戦略プロジェクト</b>				
15. 「リーディング大学院」等による国際競争力強化と人材育成	産官学集中連携拠点、「トップレベル頭脳循環システム(仮称)」構築	「リーディング大学院」構築 特別奨励研究員事業(仮称)の創設等		・特定分野で世界トップ50に入る研究・教育拠点100以上 ・博士課程修了者の完全雇用と社会での活用
16. 情報通信技術の利活用の促進	・情報通信技術利活用の阻害要因洗い出しと対応策決定		国民ID制度の整備 政府の電子行政実現	・全ての世帯でブロードバンドサービスを利用 ・国民本位の電子行政を実現
17. 研究開発投資の充実		政府の関与する研究開発投資を「第4期科学技術基本計画」に沿って拡充		官民合わせた研究開発投資GDP比4%以上
<b>雇用・人材における国家戦略プロジェクト</b>				
18. 幼保一体化等		・幼稚園教育要領と保育所保育指針の統合(一本化)	幼保一体化 「こども園(仮称)」創設	・すべての子どもに幼児教育・保育の保障 ・待機児童の解消
19. 「キャリア段位」制度とパーソナル・サポート制度	・「実践キャリア・アップ制度」実施体制整備 ・モデル・プロジェクトの実施	「キャリア段位」制度導入	パーソナル・サポート制度導入	・日本版NVQの創設 ・セーフティ・ネットワークの実現
20. 新しい公共	・国民が支える公共の構築に向けた取組を実施	寄附税制・NPO税制改正		「新しい公共」参加割合の拡大 ※26%(2010年) → 約50%
<b>金融分野における国家戦略プロジェクト</b>				
21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進	・総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を促す制度・施策の検討	総合的な取引所(証券・金融・商品)創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施		アジアのメインマーケット・メインプレイヤーとしての地位の確立

## 7-1 雇用を守り、増やす

～日本での事業活動が不利にならない～

- 外国政府による国産品優遇措置を制限することで、日本からの輸出品が海外で差別されることを防げる。
- 外国政府が労働者の権利や環境保護をおろそかにしてまで輸出を促進したり投資を呼び込もうとすることを防ぎ、日本企業が不当な競争にさらされないようにする。

### 日本からの輸出品が差別されない



#### 問題事例

- 外国政府が、自国産部品の使用を義務づけることにより、日本から輸出する部品が使えない。
- 外国政府が、保護主義的な輸入制限を行うことにより、日本からの輸出が滞るケースがある。

#### 実現すべきルール(例)

- 自国製品優遇措置の禁止
- 貿易救済措置の規律の強化

### 日本での環境・労働コストの相対的な上昇を防ぐ



#### 問題事例

- 外国政府が、環境・労働規制を緩和し、企業を誘致しようとする可能性がある。

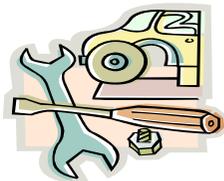
#### 実現すべきルール(例)

- 投資誘致を目的とした環境・労働規制の緩和の禁止
- 環境・労働規制の執行監視メカニズム
- 国際環境・労働ルールの遵守

## 7-2 技術を守る・技術で稼ぐ

- 技術移転に関する外国政府の介入を制限することで、不本意な技術流出を防ぐとともに、日本企業の利益を海外から還流させることができる。
- 模倣品・海賊版の拡散を防止する仕組みを作ることで、日本の正規品の販売を促すことができる。

### 技術を守る



#### 問題事例

- 外国政府から、ITセキュリティー技術等の先端技術の開示を要求される。
- 合併企業への技術流出

#### 実現すべきルール(例)

- 政府による技術移転要求の禁止
- 技術開示に関するルール

### 技術で稼ぐ



#### 問題事例

- 外国政府による、技術ライセンスの対価(ロイヤリティー料率)の上限規制
- 外国政府による、技術ライセンス契約期間に関する規制

#### 実現すべきルール(例)

- 事業者同士のライセンス契約に関する政府介入の禁止

### 知的財産を守る



#### 問題事例

- 日本製品の優れたデザインや、音楽・映像等のコンテンツが海外で模倣され、正規品の販売が減少する。

#### 実現すべきルール(例)

- 模倣品・海賊版の取り締まりの強化

## 7-3 日本企業の海外での利益を守る

- 外国政府による突然の規制変更を防止することで、海外に進出した日本企業の利益を守ることができる。
- 外国政府による一般的な産業分野での出資規制等を制限することで、日本企業が海外での事業を行いやすくなる。

### 外国の突然の規制変更を防ぐ



#### 問題事例

- 外国政府が、突然規制を変更・強化することにより、日本企業の投資案件が停止に追い込まれるケースがある。

#### 実現すべきルール(例)

- 規制変更前の説明手続
- パブリック・コメントの義務化

### 海外で事業を行う際のハンディをなくす



#### 問題事例

- 一般的な産業分野での外資出資や従業員の国籍に関する規制を設けている国があり、海外進出の足かせになっている。
- 国内企業に対する過剰な財政支援を行っている国があり、公平な競争環境が整っていない。

#### 実現すべきルール(例)

- 資本規制の制限
- 自国民雇用要求の制限
- 政府調達等での国内企業優遇措置の制限

## 7-4 産業・生活の安全・安心を守る

- 外国政府による輸出規制等を制限することで、日本産業の生命線である希少資源や、食糧の安定的な確保が図れる。
- 食品・製品の安全基準や事故情報を共有する体制を整備することで、安全・安心な食品・製品の流通を促進できる。

### 資源・食糧を安定的に確保する



#### 問題事例

- 外国政府による、レアアース等の鉱物資源輸出規制・輸出税の賦課
- 外国政府による、穀物輸出規制

#### 実現すべきルール(例)

- 資源・穀物輸出制限の禁止・抑制
- 資源輸出に関する輸出税賦課の禁止
- 公平な資源開発ルール

### 食品・製品の安全・安心を守る



#### 問題事例

- 海外から輸入される食品や製品による事故が発生。
- 海外製品の事故情報が共有されないため、迅速な対策を行うことが困難な場合がある。

#### 実現すべきルール(例)

- 各国の安全基準、事故情報等を共有する体制の整備(データベースの作成、各国関連機関の連携、等)

## 7-5 中小企業の輸出入を促進する

- 国内外のモノの動きを円滑にすることで、日本企業が得意とするジャスト・イン・タイムでの生産を広範囲で展開できるようになる。
- 通関時のトラブルや税関手続きの負担を軽減することで、中小企業にとっても輸出入がしやすくなる。

### 効率的な物流を可能にする／輸出入手続きを簡単にする

#### 問題点

1. 通関の非効率
2. 税関文書・手続きの負担
3. 輸送インフラの不足
4. 地方の物流サービス事業者の能力不足
5. 空、陸、海、複合輸送の非効率

#### 実現すべきルール・協力(例)

1. 通関に係る事前教示体制の構築、シングル・ウィンドウの実現
2. 関税・原産地規則情報の一元化
3. 効率的な輸送インフラ開発の促進
4. 物流サービス事業者等へのトレーニング・プログラム等を通じたロジスティックサービスの向上
5. 無線タグやインターネット等の活用による、ロジスティクス費用の削減、環境負荷の削減、安全性向上等の実現

## 7-6 日本の強みを世界へ ～脱ガラパゴス～

- 日本が強みを持つ優れた先端技術や環境技術を「標準」とすることで、日本企業の競争力を強化する。

### 日本の産業界の強みを活かせる「標準」をつくる

#### 問題点

市場で我が国の技術が「標準」を確保できないこと、各国の「規制」が我が国と異なっていることが、海外市場を獲得する際の大きな障害になっている。

#### 実現すべきルール・協力(例)

- 統一市場を創り、デファクト・スタンダードを取りやすくする。
- 日本の産業界に有利な標準化を米国等と連携して構築。さらに、それを世界に展開するためのISO(国際標準化機構)、IEC(国際電気標準会議)等との協力体制の整備。

##### 【標準化の例】

電気自動車と充電インフラとのインターフェイス  
電気自動車用の車載電池の性能評価方法、安全性評価方法  
スマートグリッド

- 各国の規制・標準が日本の産業界にとって望ましいものになるよう、規制・標準づくりの初期段階から意見を出せるようにする。

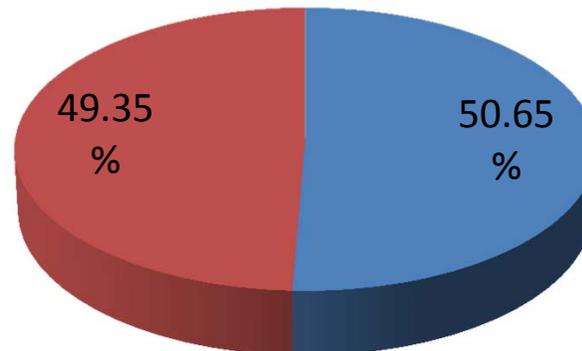
# 8-1 アジアの成長市場との一体化を目指すFTAAP (アジア太平洋自由貿易圏)

- 2010年11月の横浜APECで、ASEAN+3(日中韓)・+6(日中韓豪NZ印)やTPP(環太平洋パートナーシップ)といった現在進行している地域的な取組みを基礎に、FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)を実現していく方針で合意。



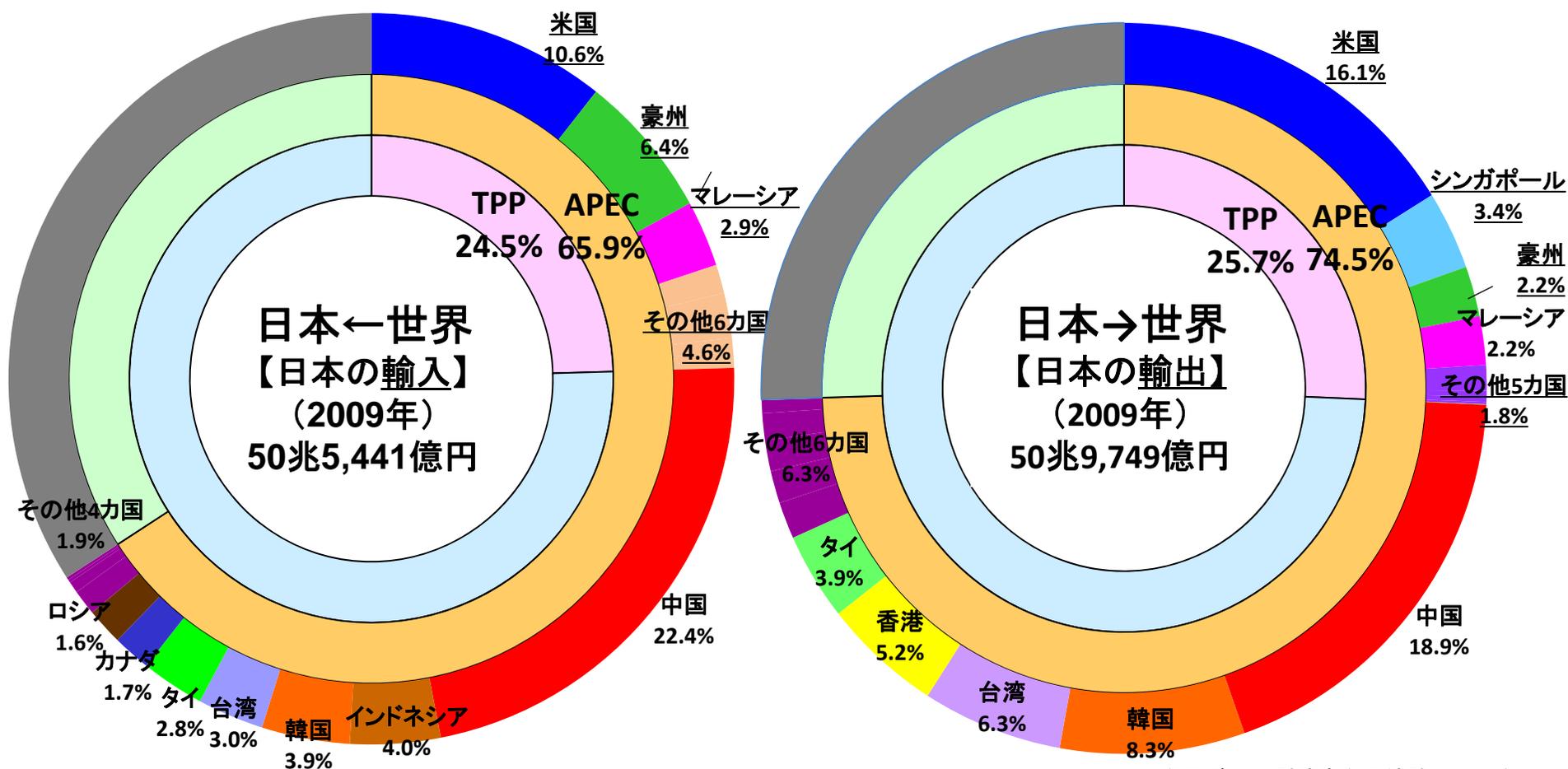
APEC全体のGDPにTPP交渉参加国が占める割合

■ TPP交渉参加国  
■ その他のAPEC参加国・地域



## 8-2 TPP参加国並びにアジア太平洋地域の日本の 輸出入に占める割合

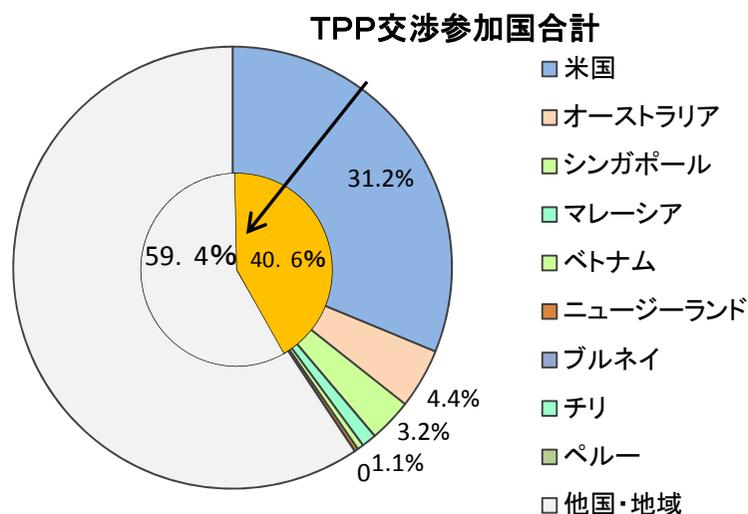
- 我が国の輸出入のうち、TPP参加国は約1/4、APEC加盟国は約2/3を占める。



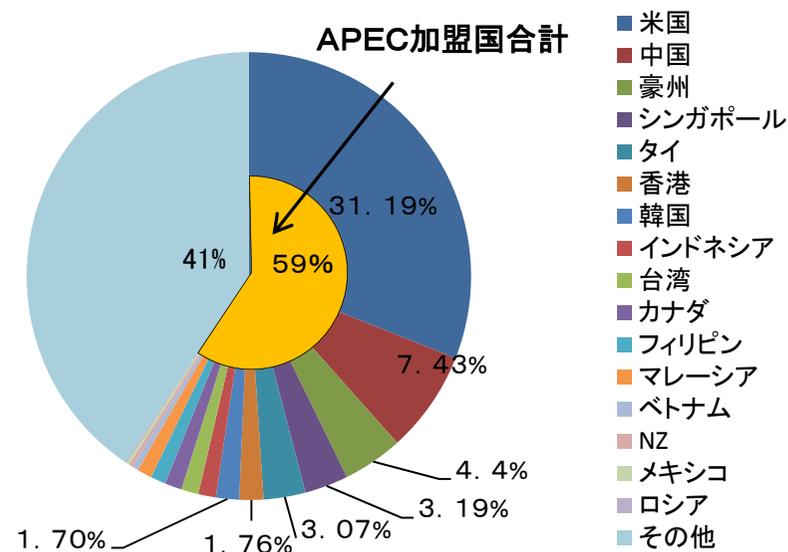
## 9-3 日本の海外直接投資に占めるTPP、アジア太平洋地域の占める割合

- 我が国の海外直接投資残高(約68兆円)の約4割は、TPP交渉参加国向け。さらに、APEC加盟国・地域全体を含めると、約6割にもなる。
- 当該地域における投資規律の強化、規制調和等は、ビジネス環境整備のために重要。(※) 日本企業が海外に設立した法人の売上高。日本国内からの輸出売上高は含めていない。

我が国からTPP交渉参加国への直接投資残高  
(2009年末)



我が国からAPEC加盟国への直接投資残高  
(2008年末)



(出所：国際収支状況(財務省)、国際収支統計(日本銀行)より作成)

※ペルー、チリ、ブルネイは、ストックの数値が公表されていないため、除く。

但し、全体の数値は地域別に公表されていない国も含む。

# 9-1 環太平洋連携(Trans-Pacific Partnership(TPP)) 協定交渉の現状

## P4協定

- ▶ 環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement:シンガポール、NZ、チリ、ブルネイによる経済連携協定(通称P4)が2006年に発効。P4はAPEC加盟国に開放されている。
- ▶ 物品の関税については、原則として、約8割を即時撤廃、残りを10年以内に段階的に撤廃。
- ▶ サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、商用関係者の移動等を含む包括的協定。

## 「P4」が拡大 新たな協定交渉

## TPP協定

- ▶ 2010年3月、上記4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8カ国でP4を発展させた新たな広域経済連携協定を目指す「環太平洋連携協定」(Trans-Pacific Partnership)の交渉を開始。
- ▶ 2010年10月4～9日の第3回交渉会合(於ブルネイ)からマレーシアが新規参加し、現在9カ国で交渉中。
- ▶ 物品の関税については、段階的な撤廃は認めるが、最終的には、原則として全ての関税を撤廃することを目標とし、1月以降、具体的な交渉が開始された模様。  
(注)P4協定では例外はほぼゼロ。米豪協定では、米国の関税品目1%について例外が認められている。
- ▶ 物品貿易のほか、サービス貿易、政府調達、投資、環境、労働、制度面での調和等についての協定作りが進められている。「制度面の調和」では新たな規制を導入する前に当事国の規制当局同士の対話や協力を確保するメカニズムの構築を目指す議論が行われている。

## 9-2 TPP（物品貿易以外のルール①）

	内 容	TPP交渉での取扱い
原産地規則	関税の減免は、締約国で生産したもの（原産品）にしか認められない。締約国の原産品として認められる条件や証明手続きを定める。	現状では各国のFTA毎に異なる原産地規則が存在するためTPPでは新たな原産地規則につき今後議論。
貿易円滑化	貿易ルールの透明性の向上や貿易手続きの簡素化等を行う。	（「具体的には、」を削除）貿易に関する法令等の公表、貿易手続きの電子化、各国政府間の協力等について議論されている。
衛生植物検疫	食品の安全基準を設定して検査を行うことや、動植物についての病虫害の侵入を防止するための検疫措置など。	WTOの協定の対象となっている手続きの迅速化や透明性の向上等について議論されている。
強制規格、任意規格や適合性評価手続き	貿易の技術的な障害。①法令で義務付けられている強制規格、②義務付けられていない任意規格、③それらの要件を満たしているかをチェックする適合性評価手続きが対象。	基準を策定する過程で他の締約国の利害関係者の参加を認めることや、一般からの重要なコメントへの回答を開示し、透明性を高めること等が議論されている。
貿易救済（セーフガード等）	相手国のある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、一時的に関税の削減措置等を停止して、国内産業保護のために取ることができる緊急措置等。相手国からの輸入が急増した場合に、その相手国原産品にのみ発動される。	様々な議論が出されており、議論は収斂していない。
政府調達	海外の事業者に対して国内事業者と待遇面で差別をしないこと（内国民待遇）をはじめ、入札の際の仕様、入札の参加資格、入札を実施する際の原則等を定める。	WTO政府調達協定（GPA）改正交渉で合意された事項（インターネット等の電子的な手段の推奨等）を基に議論中。（交渉参加国の中でGPAの締約国は米国とシンガポールのみ）
知的財産	知的財産の十分な保護、模倣品や海賊版に対し、税関や権利者が適切な手続きを取ることができる制度等を定める。	WTOのTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定：日本も締約国）の保護水準を上回る規定を設けるべきか等について議論されている。
競争政策	貿易・投資の自由化で得られた利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、政府間の協力等について定める。	競争法（独占禁止法等）やその執行、そのための政府間の協力、通報等について議論されている。

## 9-3 TPP（物品貿易以外のルール②）

	内 容	TPP交渉での取扱い
越境サービス	サービス貿易に関する一般協定(WTO/GATS)で、加盟国間のサービス貿易の障害となる措置に関するルールを定める。	各国ないし、内外の企業間での差別や、数量規制等の措置に関するルールが議論されている。
金融サービス	同 上	金融サービス特有のルール(信用秩序の維持のための措置等)について議論が行われている。
電気通信サービス	同 上	実質的な競争を促す等の観点から、通信インフラへの接続や通信インフラの利用の確保を義務付けるルール等について議論がされている。
商用関係者の移動	同 上	ビジネス関係者の入国や滞在について、独立した章を設けるか等を含めて議論されている。
電子商取引	電子商取引のための環境・ルールを整備する。	音楽やビデオのダウンロードなど、デジタル製品に対して、関税をかけない、自国民を含め国籍で差別的な待遇をしない、消費者保護の措置等が議論されている。
投資	既存のEPAでは、投資受け入れ国が外国からの投資家にも国内の投資家と無差別の待遇を与えること、関係法令を公表し、透明性を確保すること等を定める。	交渉参加国の既存の協定をもとに、どのレベルに統一するか等について議論されている。
環境	FTAの中に環境保護に関するルールを盛り込む場合、投資を呼び込んだり、コストを下げて輸出を促進するために環境保護規制を緩和してはいけないこと等を定める。	どのような要素を盛り込むかについて議論されている。
労働	FTAの中で、国際労働機関(ILO)加盟国としての義務を再確認するとともに、国内法を効果的に執行すること、貿易や投資を目的に労働法を緩和すべきではないこと等を規定しているケースがある。	どのような要素を盛り込むかについて議論されている。
制度的事項	当事国間で意思決定を行う「合同委員会」の設置や、その権限、開催頻度等を定める。	合同委員会の設置や協定の運営に関する事務手続に関する規定がおかれることが予想される。

## 9-4 TPP（物品貿易以外のルール③）

	内 容	TPP交渉での取扱い
紛争解決	協定の解釈の不一致等による国同士の紛争を協議や仲裁で解決する際の手続きを定める。	紛争解決関連の規定がおかれることが予想される。
協力	合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成等を行うもの。	現時点では詳細は不明であるが、おそらく他のFTAに一般的に見られる規定がおかれることが予想される。
分野横断的事項	従来の分野別交渉では手当されない複数分野にまたがる規制や規則が通商上のハードルになっているとの企業の声に応えて、新しい分野として取り上げられた。	①各国の規制制度間の整合を取るため、今後新たな規制を導入する前に政府間の対話や協力を確保するメカニズムの構築を目指す議論がなされている。 ②中小企業がTPPを活用することを念頭にすべての章の規定ぶりをチェックし、改善しようとしている。

## 9-5 既存のEPA・FTAとTPPの特徴

	既存のEPA・FTA	TPP(EPA・FTAの一種)の特徴
自由化 対象 範囲 ・期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>WTO協定上、「実質上すべての貿易(substantially all the trade)」の関税撤廃が必要((注2):GATT第24条8項)。</li> <li>「実質上すべての貿易」についてWTO協定上の基準はないが、<u>少なくとも貿易の9割(貿易量又は品目数)につき、10年以内に関税撤廃することが必要との解釈が一般的。</u>(注4)(注5)</li> <li>我が国が締結したEPAにおいては、<u>双方向の貿易額の9割以上(日本側は品目数では84~88%)を10年以内に関税撤廃。</u></li> <li>なお、米国・EU等、先進国同士のFTAにおいては高い自由化水準を約束している。(例:韓EUでは品目数98%以上を10年以内関税撤廃)(別添「参考資料集」参照)</li> </ul>	<p><b>TPP</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、どの程度の即時撤廃が必要かは現段階では不明。いずれにせよ、<u>原則10年以内の関税の撤廃が必要と考えられる。</u></li> </ul> <p><b>P4協定等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P4協定では、特段の定め等がない限り「<u>全ての関税を撤廃</u>」(注6)。実際は、<u>全品目の約8割が即時撤廃(注7)。</u><u>その他は原則10年以内の関税の段階的撤廃。</u></li> <li>米国の既存FTAでは、約8~9割が即時撤廃。</li> </ul>
自由化 例外 (長期関税撤廃・引き下げを含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>長期(10年超)関税撤廃や除外を含む「実質上すべての貿易」の例外</u>の扱いについて、WTO等で具体的要件が確立しているものではなく交渉次第。</li> <li>我が国が締結したEPAにおいては、自由化にカウントされない<u>1割程度の品目について、除外・再協議等の例外的対応。</u>(関税撤廃をしたことがないタリフライン数: <u>940</u>)</li> </ul>	<p><b>TPP</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交渉参加にあたって、<u>自由化例外品目を提示しての参加は認められない。</u></li> <li>P4協定等を踏まえ交渉中と考えられるが、<u>どの程度の例外が認められるかは、現段階では不明。</u></li> </ul> <p><b>P4協定等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>P4協定では、( 1 )長期(10年超)関税撤廃は、<u>チリの一部乳製品(全タリフラインの0.4%を12年以内に撤廃)のみ。</u>( 2 )関税撤廃の例外は、<u>チリの砂糖・同調製品の一部(全タリフラインの0.1%は一定条件下でのみ撤廃)及びブルネイの酒・タバコ(以上、宗教的理由)、火器、花火等(全タリフラインの0.8%を除外)のみ。</u></li> <li>米国の既存のFTAでは、( 1 )10年超の関税撤廃は実質的に全品目数の0~3%程度、( 2 )除外は極めて限定的(米豪FTAの米側で実質的に1%の例が最大)。</li> </ul>

- GATT第24条及びGATS第5条は、一定の条件(「妥当な期間内」に「実質上のすべての貿易」を自由化する等)の下で、一部の加盟国の間のみの関税引き下げ等を例外的に認めている。(注1、注2、注3)
- 上記条件を満たしていれば、WTOの他の加盟国に均霑せずに、EPA・FTAの締約国間で関税引き下げ等の特恵的待遇が認められる。

(注1) GATT第24条 第5項(抄)

…この協定の規定は、締約国の領域の間で、関税同盟を組織し、若しくは自由貿易地域を設定し、又は関税同盟の組織若しくは自由貿易地域の設定のために必要な中間協定を締結することを妨げるものではない。

(注2) GATT第24条 第8項

この協定の適用上、

(a) 関税同盟とは、次のことのために単一の関税地域をもつて二以上の関税地域に替えるものをいう。

(i) 関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少くともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。

(ii) 9の規定に従うことを条件として、同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること。

(b) 自由貿易地域とは、関税その他の制限的通商規則(第十一条、第十二条、第十三条、第十四条、第十五条及び第二十条の規定に基いて認められるもので必要とされるものを除く。)がその構成地域の原産の産品の構成地域間における実質上のすべての貿易について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう。

(注3) GATS第5条 第1項

この協定は、いずれの加盟国についても、締約国間でサービスの貿易を自由化する協定の締約国であること又は当該協定を締結することを妨げるものではない。

(注4) WTOルール交渉における日本提案(TN/RL/W/190)より抜粋(2005年10月)

1. Introduction

(1) As regards RTAs' consistency with WTO rules, many members have been involved in RTA negotiations under the general perception that duty elimination needs to cover at least 90% of trade between the parties, that no exclusion of a major sector is allowed and that transition period should not exceed ten years.

(注5) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条の解釈に関する了解 3項

第二十四条5(c)に規定する「妥当な期間」は、例外的な場合を除くほか、十年を超えるべきでない。中間協定の締約国である加盟国が十年では十分でないと認める場合には、当該加盟国は、一層長い期間を必要とすることについて物品の貿易に関する理事会に十分な説明を行う。

(注6) Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement(環太平洋戦略的経済連携協定) 第3.4条

Article 3.4: Elimination of Customs Duties

1. Except as otherwise provided in this Agreement, and subject to a Party's Schedule as set out in Annex I, as at the date of entry into force of this Agreement each Party shall eliminate all customs duties on originating goods of another Party.(仮訳:この協定に別段の定めがある場合を除くほか、かつ、附属書Iの自国の表に定める条件に従って、本協定の発効の日、各締約国は、全ての他方の締約国の原産品の関税を撤廃する。)

(注7) 各国において即時撤廃が全品目に占める割合は、NZ 82.3%、シンガポール 100%、ブルネイ 68.07%、チリ 74.5%(WTO事務局報告書 39 (WT/REG229/1))。

# 9-6 P4協定等における自由化の状況

: 高いレベルの自由化

## P4協定における各国の譲許状況

: 全タリフラインについて原則として即時または10年以内の関税撤廃。

ステージング期間が比較的長い品目の例	
ブルネイ	【10年】輸送用機器・同部品(838タリフライン・7.8%) 石油製品、調整潤滑剤(29タリフライン・0.3%) ※酒、タバコ、小火器は除外(宗教上の理由)
チリ	【12年】乳製品(34タリフライン・0.4%) 【10年】小麦(2タリフライン・0.03%)、油脂(29タリフライン・0.4%)、砂糖・同調整品(18タリフライン・0.2%※)、繊維類(124タリフライン・1.6%)、履物類(46タリフライン・0.6%) ※うち7タリフラインについて一定の条件を満たした場合のみFTA税率を適用する制度があり。 ※乳製品34タリフラインについて、FTA農業特別セーフガードがある(12年間で廃止)。
NZ	【10年】革製の衣類附属品(12タリフライン・0.2%)、繊維類(571タリフライン・7.9%)、履物(67タリフライン・0.9%)
シンガポール	全品目を即時撤廃

## 米国の締結済FTAにおける譲許状況

: 若干の自由化例外あり。

注: 自由化率とは、10年以内に関税撤廃するタリフラインの割合。

		自由化率	長期自由化の品目の例	除外(スタンドスティル)の例
米豪 (2005年1月発効)	米国側	96.0%	【10年超18年以内】 123タリフライン(1.2%) 牛肉、チョコレート、清涼飲料水、アスパラ、グレープフルーツ等 【関税割当枠の継続的拡大等実質的自由化】188品目(1.8%) チーズ等乳製品、落花生、たばこ、綿等	・108タリフライン(1.0%) 砂糖、シロップ、ブルーチーズ等
	豪州側	99.9%	・なし	・中古車(8タリフライン)に対する従量税(12,000豪ドル/台)
米チリ (2004年1月発効)	米国側	97.6%	【10年超12年以内】 241 タリフライン(2.4%) クリーム等乳製品、落花生、綿花、ワイン、タバコ等	・なし
	チリ側	97.7%	【10年超12年以内】 133 タリフライン(2.3%) 鶏卵、コメ、加工穀物、植物性油脂、砂糖・同調整品、ワイン等	・なし
米ペルー (2009年2月発効)	米国側	98.2%	【10年超17年以内】 137タリフライン(1.3%) 牛肉、乳製品、落花生、チョコレート等 【関税割当枠の継続的拡大】 53品目(0.5%) 砂糖・同調整品	・なし
	ペルー側	99.3%	【10年超17年以内】 51タリフライン(0.7%) 牛・鶏肉、コメ、乳製品等	・なし
米韓 (2007年6月署名)	米国側	99.2%	【10年超15年以内】 82タリフライン(0.8%) チーズ等乳製品、特殊履物	・なし
	韓国側	98.2%	【10年超20年以内】 167タリフライン(1.5%) 大麦、コーンスターチ、チーズ、牛肉、果物、ニンニク等 【関税割当枠の継続的拡大】 15タリフライン(0.1%) じゃがいも、オレンジ、食用大豆等 ※牛肉、豚肉、麦、でん粉等76タリフラインについて、FTA農業セーフガードを設置(7~23年間で廃止)。	・16タリフライン(0.1%) コメ・同調整品

(注)タリフラインは関税分類上の細目。一般的に一つの物品と認識されている品目に対し、複数のタリフラインが割り当てられることがある。例えば、我が国の重要品目はコメで34タリフライン、麦で75タリフライン、乳製品で149タリフライン等となっている。